

PTA保険のご案内

日頃よりPTA活動へのご理解とご協力、ありがとうございます。
今年度、PTA保険として、以下の保険に加入いたしましたのでご案内いたします。

「PTA団体傷害保険」

PTAが企画・立案し主催する行事、または共催行事参加中にケガを被った場合、適用されます。
補償の対象となる方は、PTAに加入している児童、その保護者、及び教師です。（但し、児童について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところの給付対象となるケガは、補償の対象となりません。）

「PTA賠償責任保険」

PTA管理下における偶発の事故により、PTA自体が被る賠償責任、及びPTA管理下の児童の法定の監督義務者が被る賠償責任損害をてん補します。PTA以外の第三者（PTA会員を含む）に身体の障害、または財物の滅失・き損・もしくは汚損を与えた場合や、借用物を損壊・紛失もしくは盗取された場合、適用されます。

PTA行事中にケガや賠償責任等が発生した場合は、すみやかに下記までご連絡ください。
事故後の補償の有無・補償額等の問い合わせについては、保険会社が対応いたします。

事故発生時の連絡先：kodairadaiku@ptatokyo.com(担当:副会長 大野)
件名『PTA 保険について』とご記入ください。

損害補償保険適用例

パトロール中や登校見守り中に事故にあった。



PTA総会へ向かう途中に捻挫した。



運動会のPTA競技で怪我をした。



青少対祭りで怪我をした。



賠償責任保険適用例

PTA活動中、学校から借りたものを壊してしまった。



PTA活動中に来賓に怪我をさせた。



PTA活動中に他人の財物を壊した。



◆契約形態

ベルマーク対象商品

保険契約者	学校・保育所単位のPTA、PTA連合会、PTA協議会 等
被保険者(補償の対象となる方)	単位PTAごとの父母会員、教師会員およびその学校に通学する児童・生徒全員
ご契約方法	準記名式(ご契約時に被保険者明細のご提出は不要、ただし在籍者名簿の備え付けが必要)
基本契約	普通傷害保険
セットする特約	PTA団体傷害保険特約
保険金をお支払いする場合	PTA管理下において、PTA行事※参加中に被ったケガ(行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます)。 ただし、児童・生徒については、 <u>「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となるケガ</u> は補償の対象となりません。
保険期間(ご契約期間)	1年間
保険料払込方法	一時払

※PTA行事とは・・・・・・日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称の如何を問いません)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

◆保険金をお支払いする事故例

・ソフトボール大会(PTA行事)でのケガ ・海水浴(PTA行事)でのケガ ・ハイキング(PTA行事)でのケガ など

◆PTA団体傷害保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	149万円
入院保険金日額	2500円
通院保険金日額	1500円



保険料
28,815円／年

◆PTA団体傷害保険

(1) 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

*保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

(2) 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

*後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(3) 入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院の日数を乗じた額をお支払いします。

*事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となります。

(4) 手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けたときに、以下の金額をお支払いします。

①入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍 ②左記以外の手術：入院保険金日額の5倍

*1事故につき1回の手術に限ります。なお、①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。

(5) 通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合に、通院保険金日額に通院の日数を乗じた額をお支払いします。

*事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。

(注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に発生する中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注2) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などにより、ケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注3) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

◆PTA団体傷害保険

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※¹
- ⑧ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※²
- ② 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒

など

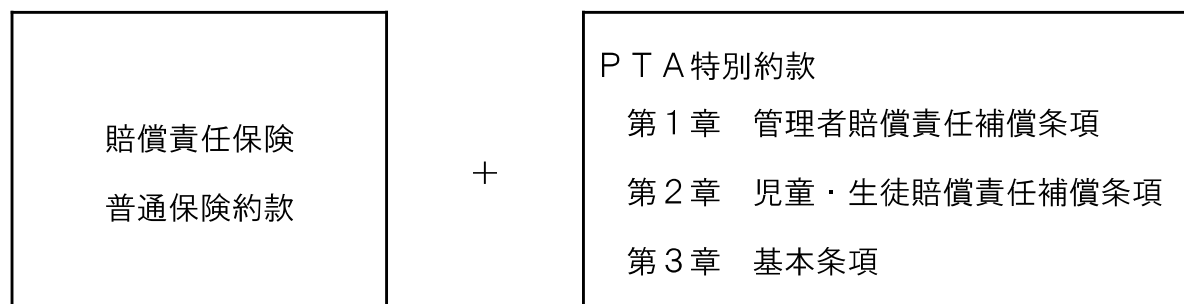
※¹テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※²被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

この保険の特長

この保険は、PTA管理下における対人・対物事故によりPTAが法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害、および日常生活(PTAの管理下中、管理下外を問いません)におけるPTAの児童・生徒の行為に起因する対人・対物事故により、児童・生徒または児童・生徒の法定の監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

この保険の約款構成



※「管理者賠償責任のみ補償特約」をセットすることで、日常生活におけるPTAの児童・生徒の行為に起因する対人・対物事故によるPTAの児童・生徒およびPTAの児童・生徒の法定の監督義務者の法律上の損害賠償責任を補償対象外とすることができます。
詳しくは、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

保険料

保険料は、児童・生徒数に基づいて計算いたします。なお、児童・生徒数の規模(2,000名以上の場合)による割引の制度もございます。
具体的にはPTAの児童・生徒数をお知らせいただいた際にお見積りいたします。

《第1章 管理者賠償責任補償条項》

被保険者（補償の対象となる方）であるPTAの管理下における次のいずれかに該当する事由について、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① PTAが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動（PTA活動）の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊（滅失、損傷もしくは汚損をいいます）
- ② PTA活動にあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受け、PTAの管理下で使用、管理している間に、PTAの構成員であるPTA会員または児童もしくは生徒がスポーツ用具等の借用物（保管物）を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。

【主なお支払い事例】

- ・催物会場で案内板が突然倒れて入場者が負傷した。
- ・水泳教室で監督指導が不十分であったため児童が溺れて死亡した。
- ・野球大会のためにレンタル店からバットを借りていたが、使用中に折ってしまった。

《第2章 児童・生徒賠償責任補償条項》

PTAの管理下、管理下外を問わず日本国内において、PTAの児童または生徒の行為に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※ 第2章 児童・生徒賠償責任補償条項の被保険者は、次のいずれかの方（責任無能力者を含みません）となります。

- ア. PTAの児童または生徒
- イ. PTAの児童または生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者

【主なお支払い事例】

- ・PTAの児童が自転車で買い物の途中に通行人と衝突しケガをさせた。
- ・PTAの生徒が公園で野球をしていて、他人の家のガラスを割ってしまった。

※PTA賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金等は保険金のお支払いの対象とはなりません。

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。
 <ご契約の支払限度額(1名・1事故・保険期間中)が限度となります>

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{①損害賠償金}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{②損害防止費用} \\ \text{③権利保全行使費用} \\ \text{④緊急措置費用} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{免責金額} \\ \text{(自己負担額)} \end{array}}$$

①②③④の保険金のほか、⑤協力費用、⑥争訟費用についてもお支払いします。

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用(注1)

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用(注1)

対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④ 緊急措置費用(注1)

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用(注2)

引受保険会社が損害賠償請求の解決にあたる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥ 争訟費用(注2)

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注1) その実費につき、①の額と合算して、免責金額を超過した額を、支払限度額を限度にお支払いします。

(注2) 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

《共通》

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（被保険者が使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物の損壊、紛失、盗取を除きます）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^{じょう}に起因する損害賠償責任
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑥ 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
など

《第1章 管理者賠償責任補償条項》

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する損害賠償責任
- ② 自動車または車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任
- ⑤ PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する損害賠償責任
など

《第2章 児童・生徒賠償責任補償条項》

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ③ 自動車、航空機、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます）または銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
など